

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する
規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和六十一年十二月
奈良県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五号様式の二（裏面）中「現に収めている全ての」を「収めている」に改める。

第五号様式の四中

「

収 入 日 又 は 収 入 予 定 日
--

」を「

収 入 日

」に改める。

第五号様式の六（裏面）中「現に収めている全ての」を「収めている」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。